

学位申請論文の審査結果の要旨

本審査委員会(以下、「委員会」と略称)は、京都府立大学学位規程 12 条に基づいて以下のとおり審査の内容を研究科会議に報告する。(なお、審査論文の内容については、「学位申請論文の要旨」を参照されたい。)

[経過]

委員会(吉岡委員、川瀬委員、服部委員)は、平成 30 年 4 月 6 日、4 月 25 日、5 月 16 日、7 月 19 日に会議を行うとともに、6 月 28 日に公開審査会(最終試験)を開催した。公開審査会においては、学位申請者孫群姍から学位申請論文(以下、「論文」と略称)の概要が報告され、その後 2 名の審査委員(川瀬委員、服部委員)および出席者(総計 26 名)からの質問および意見に対して応答がなされた。委員による論文評価および公開審査会における質疑応答の概要は以下のとおりであった。

[評価]

1970 年代後半、「社会主義市場経済」を掲げ、改革開放路線に転換した中国は、今日に至るまで爆発的な経済発展を遂げている。しかし同時にそれは都市と農村、沿岸地域と内陸地域の社会的経済的な格差を拡大し、社会の階層化を進行させている。

このような状況は、教育の分野においても同様である。この間、学校教育の規模は急速に拡大し、各教育段階の進学率は飛躍的に上昇した。しかしながら都市と農村の間の教育の量と質をめぐる格差は、拡大し続けている。本論文はこのような現状のなかで、主に義務教育段階における教育格差の実態と要因を具体的に解明するとともに、とりわけ教員の資質向上のための課題について検討しようとしたものである。

現代中国の教育状況について、その現状と特徴や問題点について体系的学術的に論究した研究はきわめて少ない。公表される政策文書や統計資料が限定的であることに加えて、自由な調査研究あるいは実証的な研究をおこなうことが困難であるからである。また中国国内においては、教育理念や教育政策に関して批判的な検討や自由な研究・議論を行うことは制限されている。

本論文は、このような現状を踏まえながらも、現代中国の初等学校の状況および教員の養成、勤務、研修について一定の体系的な検討を行ったものであり、その点に基本的な意義を持つものである。特に以下の諸点においては、優れた研究であると評価することができる。

1. 本論文は、現代中国における学校教育制度の発展およびそれと並行して生じている格差・不平等の拡大の実態、特に教員の労働・生活実態および資質能力の格差とその原因について具体的に調査・分析している。本論文が述べるとおり、2000 年以降の中国教育の発展と矛盾について学術的に論じた研究はきわめて少ない。本論文は、その事例を陝西省という限られた地域に限定しているとはいえ、理論的実証的な研究として重要な意義を持つものである。

2. 特に、農村地域の実態調査を行い、農村教員の労働・生活実態を解明するとともにそ

の具体的な問題点を提起していることは貴重である。現代中国の農村教育の実態調査研究としては、広西^{チワン}壮族自治区の農村学校を調査した仲田陽一『知らざる中国の教育改革—超格差社会の子ども・学校の実像—』（2014年、かもがわ出版）などがあるが、本論文はそれに並ぶ研究として評価を受けうるものである。

3. 本論文は、現在の教員の養成制度、研修制度および給与制度など、教職にかかわる基本的な制度枠組みとその実態および問題点について、総合的に具体的に解明している。特に教員研修制度の仕組みとその特徴、教員給与制度の改革とその実態については、詳細に分析することに成功している。その分析からは、かつての社会主義体制から新自由主義的体制へと移行しようとする教員政策の現状が示されている。

4. さらに本論文は、近年急速に拡大している「民弁学校」（私立学校）の興隆とその実態の解明に注力している。陝西省を事例に、民弁学校の発展と現状を分析し、それらの類型化を行うとともにその意義と問題点を活写している。「WW（ウィン・ウィン）型」と命名された名門公立大学と大手不動産会社が設立・運営する民弁学校は、めざましい発展を遂げつつあるが、このことが学校教育および教員間の格差を一層拡大する重要なメカニズムともなっていることが明らかにされている。

以上の成果とともに、本論文は次のような課題を持つものである。

1. 本論文は、教員の「資質向上」策を焦点に構想されたものではあるが、教員の「資質」そのものに関する分析と論究が未だ不十分であるといわざるをえない。政策的な観点からあるいは教師論として、期待されるべき教員の資質として何が想定されるのか、何をもって「資質」の向上と考えるのか、検討と考察は完結していない。
2. 本論文は「現代中国」を論じるものであるが、農村教員の実態、民弁学校の動態等、研究対象とされている事例は主に陝西省の学校に限定されている。他方で、中国における陝西省の学校教育の位置と特徴については十分に分析・検討されていない。この点は重要な弱点となっている。
3. 文中の用語のなかに、中国語から日本語への訳語として不適切ないし不分明なものが散見される（「教育利益」、「質量分析」、「流失」など）。同じ漢字文化のなかで、含意の異なる同じ漢語を区別して使用することは難しい。訳語の検討は慎重に行うべきであり、加えて丁寧な注釈をつけるなど、そのことについての説明を適切に行うことが求められる。

[公開審査会の状況] (敬称略)

6月28日(木)午後4時から6時まで、本学ホール1にて公開審査会が行われた。

最初に、司会(吉岡委員)の開会説明に続いて、申請者が論文についてパワーポイントおよび配付資料に基づき約45分間の説明を行った。その後、まず川瀬委員が質問を行い、次のような質疑応答が行われた。

①本論文で検討する教員の資質とは何か、経済格差や学校の類型と教員の資質とはどのように連関するのか、また教員の資質改善を本論文はどのような変化として論証しようとしているのか、という質問に対しては、児童・生徒や保護者が考える教員の資質、教員自身が考える資質、そして国家が想定する資質があるが、国家が政策的に提起する教員の資質が定義となっており、そしてそのコントロールが圧倒的であることが述べられた。ただしその内実については、十分踏み込んだ分析・検討ができていないとの回答であった。

②教育費の地方責任制に関して、全国的な水準を一定に保つための仕組みは準備されていないのか、という質問に対しては、極端に水準が低い地域あるいは少数民族地域には一定の援助は存在するが、日本のように国家レベルで基準が守られる仕組みにはなっていないとの回答であった。

③陝西省の学校教育は中国全体の中でどのような位置を占めているのか、あるいはこの事例研究は本論文の課題を解明するうえで典型的な事例と言えるのか、との質問に対しては、陝西省の歴史的社会的な位置づけの説明が行われたのち、中国における事例調査の困難さについての具体的な事情説明がなされた。

続いて、服部委員からの質問については、次のような応答があった。

①「教科」と「学科」などの用語は日本語でも中国語でも使用するが、含意は同じであると言えるか、という質問(意見)に対しては、妥当な訳語を作ることの困難さが説明されるとともに、今後さらなる検討を行いたいとする趣旨の回答がなされた。

②過去、急激に小学校数が減少している時期があるが、その際それに応じて教員数をどのように減員したのか、という質問に対しては、その時期の「民衆弁学」の教員は特別の資格を持たない「民衆」が教員となっていたので、解職することには特別な問題はなかった、との回答がなされた。

③教師の資質についての検討にかかわって、具体的な研修内容をさらに詳しく分析すれば論文の結論の説得力が増したのでは、という質問(意見)に対しては、現地調査のなかで研修の科目を聞くことはできたが、実際の内容について具体的に質問することや参観することは許されず、この水準に留まってしまった、との回答がなされた。

参加者からの質疑では、次のような質問と意見、感想が出された。

まず朝田佳尚(本学公共政策学部准教授)からは、①新自由主義と競争主義という用語・概念があるが、特に前者についてはもう少し厳密に説明し使用すべきではないか、②資質という概念の内実は何か、③教育格差の是正と教員の資質向上はどのような関係で結びついているのか、別の要因との分析は難しいのか、④タイトルは「現代中国」であるが、内容的には陝西省の事例が中心である、副題で限定をつける必要があるのではないかとする意見があった。

次に小沢修司(本学名誉教授)からは、①『中華人民共和国教育史』による時期区分と論文で説明される時期区分が整合的になっていない、必要な部分については説明を加えるべきである、②教員の資質をめぐっては国家が求めているものと筆者が想定しているものは異なるのではないかと、その点を自覚的に説明すべきである、③実際にどのような人々が教員となっているのか、労働・生活条件だけではなく、この点も分析する必要があると、とする意見があった。

長谷川豊(本学公共政策学部准教授)からは、①改革開放経済下の中国では、「競争主義」と「責任体制」の構築が政策の基軸となっており、この点を明確にすることが教育政策を分析する際に肝要である、②ここでの「研修」はむしろ「顕彰」「表彰」のためのものであり、本来の意味での研修とは言えない、また「校本」研修を「自主研修」と訳しているが、誤りではないか、③教育政策の分析の際にも、新自由主義など現代中国の基本的な政治・経済路線の全体を分析し理解しておくことが肝要ではないかと、とする意見があった。

上掛利博（本学公共政策学部教授）からは、①「教職の責務は、何よりも子どもの成長・発達に寄り添うことである」という理念は大いに共感するところである、②わが国でも70年代以来、「教師聖職論」、「教師労働者論」等、教師論の議論は続いているが、教師の資質向上についての国際的な合意や指標は作られていないのか、またこれをめぐる議論はどのような特徴を持っているのか、とする質問と意見があった。

森下正修（本学公共政策学部准教授）からは、①教員の資質能力の向上といっても、教員の資質能力の現状についての分析あるいは問題意識が明確にされる必要がある、つまりどこが劣っているのかが明確にならないと問題は深まらないのではないか、②論文の章構成に問題があるのではないかと、つまり「第3章 教師教育の歴史と現状」の内容が事実上の結論部分であり、その先に4章、5章があることで論文が焦点化していないのではないかと、とする意見があった。

最後に、田所祐史（本学公共政策学部准教授）から、教員の力量を示す言葉として、なぜ「資質」という用語を使ったのか、その含意は何か、とする質問があった。

以上の意見、質問に対して、申請者はそれぞれ丁寧かつ具体的に応答したが、その大要は、①現地調査あるいは基礎資料を収集する上での制約や困難を説明するとともに、②全体としての中国の教育政策の特徴についての社会科学的分析、教員の資質能力をめぐる概念整理とそれを軸にした研究方法論の構築などについての不十分さを率直に認め、③指摘されている諸点を今後の研究上の課題として追求したい、とするものであった。

[審査結果の報告]

委員会は、以上の審査委員による論文審査と公開審査を通じて、申請者の強い課題意識、一貫した論旨と研究の蓄積を確認するとともに、論文は公共政策学研究科「博士論文の審査基準」（2017年1月5日）における「博士学位論文の評価の基準」（下記参照）に照らしてその基準を達成していると判定した。したがって、委員会は申請者が博士（福祉社会学）の学位に値するものと判断する。

[博士学位論文の評価の基準]

- ①明確な問題意識に基づいて研究の意義や必要性が論じられた独創的なものであること。
- ②当該分野の先行研究を渉猟し、批判・評価の作業が十分になされていること。
- ③研究の目的に照らして適切な研究方法がとられ、学術論文として論旨が明快で論理的に明確な結論を導いていること。
- ④研究成果が国際的な学術水準および学際的な観点から重要性があり、社会的要請にも応える発展性を持つものであること。